

# きざみずい報広

【毎月 15日発行】

世帯人口	数男女計	本月	前月
村	本	1,063	1,063
	男	2,863	2,862
	女	2,902	2,894
口	計	5,765	5,756

柴田 一雄 役場  
 泉崎村 印刷所  
 編集者 柴田 一雄  
 務課長 泉崎村 役場  
 行所 泉崎村 印刷所  
 発所 泉崎村 印刷所  
 刷所 泉崎村 印刷所

## 昭和44年度成人式

一月十五日に予定している米  
 年の成人式該当者は次の年令の  
 方です。

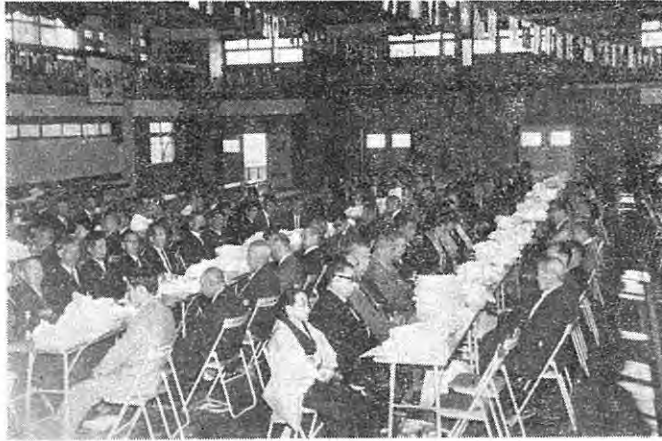
### ①該当年次

昭和23年4月2日から昭和  
 24年4月1日までに生れた  
 もので現在村内に居住して  
 いるものを原則とします。

### ②転出者で村の式典に参加を希

望するものは12月7日までに  
 本人又は家庭から出席する旨  
 の確約をして下さい。

【記念式典】



【自治功勞者として表彰をうける熊田元村長(左) 須藤元議員(右)】

## 明治百年記念行事終る

日本の今日ある発展の基礎を築いた「明治」という世代を追憶し、その偉大なる先覚者の業績を偲び、新しい時代に生きるための意識を深め、覚悟を新たにすることが現代人に要求される心的要件でもあります。そのような精神的な支柱を郷土というパラダイスを作り、そこに打立てることにその意味があり、去る十月一日、二日十一月三日に亘る一連の記念行事はすべてこれらの実現の第一歩として村民の福祉と明るい地域社会の建設に意欲を示したものだといえます。即ち体力の練成によつて、たくましい体と不撓不屈の根性と、一致協力の心を培い、民俗資料の収集や郷土芸能の発表によつて、遠い昔からうけつがれた郷土の香りを伝承をかみしめ、郷土愛の心を育くみ、そして先賢の業績をたぐえて将来の躍進と繁栄を約束するなど、或は産業の振興をはかるための講演会や発表会など

物心両面に亘る多彩な行事がくりひろげられ、「明治百年」の意義を強くかみしめつゝ行事のすべてを終了いたしました。これらの行事をとおして昭和百年への前進のために歩調をそろえ、手を組んでゆきたいと存じます。

なおその他村章、村旗の制定、村勢要覧の作成などの事業が残されていますが、着々準備中であり

### 執務時間の繰上について

お知らせ

役場では、次により執務時を次のように繰上げますので御承知下さい。

十一月十一日から、翌年の一月三十日までの間、昼休み時間等を短縮して午後四時三十分終業とします。

### 泉崎第二地区

#### 農業構造改善事業着手

#### 泉川河川改修工事進む

泉崎村の農業構造改善事業が始つて四年目を迎えました。今年も泉崎第二地区の第二年度太田川地内四〇・六五ヘクタールの区画整理を施行することになり、十月二十八日入札を行ない、二千八百四万円で矢吹町、高田工業株式会社に落札いたしました。

この農構事業と平行して泉川の改修工事が行なわれますが、今年度は新国道より上流約八〇メートル間の改修と根岸橋より、新国道間の護岸整備が行なわれ、既に次の請負人によつて工事が進められております。

(1)、根岸橋より新国道間の護岸工事  
 請負人 白河市 上 遠野 組

(2)、新国道より泉川礼堂橋下流(農道)  
 請負人 矢吹町 三柏工業KK

(3)、泉川礼堂橋下流(農道橋)より合流点  
 請負人 福島市 小林土木KK

また、合流点より上流及び中野川については近く請渡しされる予定になつております。

### 選挙人名簿の登録について

選挙人名簿の登録については皆様すでに御承知のことと存じますが、十二月の定時登録時期が近づいて参りました。次に該当されます方は、来る十二月二日までに申出て下さい。

選挙人名簿に登録されませんと選挙権があつても投票することができなくなりますので、忘れずに申出て下さい。

記

(1)、昭和四十三年十二月一日までに満二十才に達し、かつ引続き本村に住所を有する者。

(2)、本村に住所を有し年令が満二十才以上の者で選挙人名簿に登録されてない者。

◎なお名簿登録の申出時期は法に基き毎年三月、六月、九月、十二月の各月の一日までとなつて

### 役場庁舎拡張と各課の位置

今度役場庁舎の増築を行ないました。今までは、産業課が別室で業務をあつたつておりましたが、

入口

会計室	収入役地	会計目録	会計中野目
教育委員	教育長 内 箭	学校教育 田 根	固定 藤 須 軽 自 木
住民課	長 野 崎	年金室 衛生 林 小	固定 木(玲) 鈴 戸籍 川(テ)
産業課	長 笠 井	農委 穂 積 土 木 佐	国保 小 室 戸籍 給 上 海
総務課	長 柴 田	選挙 北 沢 消防 藤	国保 鈴 溝 井
		統計 管 家 文 書 林 小	大 森 久 保 木
		獣医 中 運 五 十 嵐	土 地 改 良
			役 助

おります。(各月の一日が日曜並びに祝祭日に当たるときは二日まで)

### 農地等取得資金の貸付制度のあらまし

農業経営の安定を図る等の目的で農地等を購入するときに、購入資金の全部又は一部を希望者に貸付される制度がありますので、その貸付要件等については次のようになつておりますから、資金貸付を必要とされる者は農業委員会に申出て下さい。

記

- 一、農地の所有権移転の知事の許可を得ること。
- 二、(農地法第三条第一項の許可)
- 三、貸付制度
- 四、個人に対し最高一〇〇万円迄
- 三、利 子
- 年三分五厘
- 四、償還期限

去る十月十七日より、全部一カ所の部屋となり、皆さんがご用のさいは一カ所で済むこととなりました。

なお庁内各課の位置図は次のとおりです。

村	固定資産税	第三期	十一月三十日
所	得 税	第二期	十一月三十日

- 五、最高二十五年 一年据置
- 五、担保及び保証人
- 五、貸付額五〇万以上は担保と保証人の併徴とする。
- 五、五〇万以下は担保又は保証人のいづれか一方でよい。
- 六、貸付適格の認定
- 六、貸付者としての適当か、不適当かの知事の認定を受ける。
- 七、貸付決定
- 七、知事の認定(貸付適格)を受け
- 七、貸付決定
- 七、知事に対して貸付する。
- 八、金融機関
- 八、窓口は農協、県信連、公庫
- その他詳しくは農業委員会係までお尋ね下さい。

### 国民年金の保険料が 変わります

一昨年、第一回目の国民年金法の大改正で「夫婦一万円」が実現しました。年金額は二・五倍になり、それにもなつてかけ金の額も平均一・八倍になつています。夫婦一万円年金を給付するのに大まかに計算して月六〇〇円必要とされ、かけ金の二分の一を国で負担しますので、かけ金は四〇〇円となりますが、これは段階的に引上げることにされたことから、改正時からのたびたびお知らせしてきましたが、来年一月から次のように変り、

二十五才から三十四才までの人は ※二百円が二百五十円に

三十五才から五十九才までの人は ※二百五十円が三百円に

それそれ五十円づつ上ります。

今年ももう十一月になりました。年内に納めるべきかけ金はきちんと納め、来年はまた新しい気持ちで出発しましょう。(係)



# 明治百年記念 産業振興大会

去る十一月三日午後一時より、  
 泉崎中学校屋内体育館に於て、明  
 治百年記念産業振興大会が開催さ  
 れ、昭和四十三年度水稻増収競  
 技会参加者上位十四名の表彰と主要  
 農産物生産功労者並に優良農業研  
 究会の表彰、次いで、いずみ4日  
 Cの久保木邦子さんの「農家の食  
 生活」と題する研究発表、小針育  
 子さんの「我家の養蚕経営」と題  
 する研究発表のあと、水稻増収競  
 技会第一位の瀬知房農業研究会員  
 円谷君の謝辞に次で、「今後のそ  
 菜の栽培について」と題する県農  
 業改良課戸井田義孝先生の記念講  
 演があり午後四時閉会した。  
 なお受賞者は左記の通りです。

記

## ▽稲作増収競技会の部

- (一〇アール当りkg)
- 第一位 円谷 正一 八五一・〇
  - 第二位 本柳 正孝 八四二・八
  - 第三位 菊地 正吉 七四四・七
  - 第四位 田崎 敏男 七四〇・三
  - 第五位 菊地 清人 七三三・八
  - 第六位 本柳 弘 七二五・三
  - 第七位 井上 力 七二〇・一
  - 第八位 小針 隆二 七二〇・一
  - 第九位 本柳藤三栄 七一四・六
  - 第十位 田崎 豪 七一四・三
  - 第十一位 緑川 武男 七一二・八
  - 第十二位 白石 喜市 七一・五
  - 第十三位 菊地 正吉 七〇八・二



▽主要農産物生産功労の部  
 (産米)  
 佐々木一恵 野崎 吉美  
 和泉 好美 緑川 庄平  
 木野内重三郎 鈴木 寛  
 (葉煙草)  
 中畑 清 常盤 儀一  
 田崎 幸一 穂積 金吾  
 (牛乳)  
 北沢 昭 菊地 福寿

(蚕繭)  
 石塚 丑吉 五十嵐重太  
 小針 隆二 小林 岩吉  
 本柳 正勝 田崎 敏男  
 (きゅうり)  
 深谷 一二 武田 武  
 荒井 平哉 穂積 一男  
 (とまと)  
 鈴木兵一郎 中野目寅吉  
 田崎 安一 大野 孝

## ▽優良農業研究団体賞

関和久宿農業研究会(会員全員出品)

## 【写真は記念講演】

## 全国秋の火災 予防運動

11月26日～12月2日

寒くなるにつれて、火災  
 がぐんとふえてきます。  
 火災の原因になる「火」  
 が家中いたるところに  
 あるので充分注意しなけれ  
 ばなりません。ストーブ  
 アンカ、コタツ電気毛布  
 ガス等……。  
 特にガスは不用なとき  
 は元栓をしめる習慣をつ  
 けることが必要です。ガ  
 スは火災ばかりでなく中  
 毒事故も起ります。  
 火の元だけは、いくら  
 気をつかってもつかいす  
 ぎることはありません。  
 家族みんなで、絶対に火  
 を出さないことを誓い合  
 いましょう。

## 通算老令年金を ご存じですか

厚生年金保険には老後のための  
 給付として老令年金、通算老令年  
 金及び特例老令年金があります。  
 このうち通算老令年金は、老令  
 年金と同様に今後の増加が見込ま  
 れていますが、あまり知られてい  
 ないのが実情です。  
 現在、わが国の年金制度には次  
 の八つの制度があります。

- ① 国民年金
- ② 厚生年金保険
- ③ 船員保険
- ④ 国家公務員共済組合
- ⑤ 地方公務員等共済組合
- ⑥ 私立学校教職員共済組合
- ⑦ 公共企業体職員共済組合

⑧ 農林漁業団体職員共済組合  
 日本国民であれば以上のどれか  
 の制度に加入しなければなりません。  
 (公的年金制度といえます)

公的年金制度では、それぞれの  
 条件を設けて年金を支給していま  
 す。いづれも加入期間が主たる  
 条件になつていきますので、各制度  
 を転々と移動しなければならぬ  
 人はそれぞれの制度では年金を受  
 けられないこととなります。そこ  
 で各年金制度の加入期間を通算し  
 て一定の期間があれば、各制度か  
 らその制度に加入していた期間分  
 の年金を支給しようというのが通  
 算年金制度です。

その支給要件として

保険料納付済期間、保険料免除  
 期間又はこれらを合算した期間が  
 一年以上ある者が、次のいづれか

に該当するときに、六五才から支  
 給されます。

① 公的年金制度に加入した期間  
 を合算すると二五年以上あるこ  
 と(国民年金の期間を通算しな  
 いときは二〇年)

② 厚生年金保険以外の公的年金  
 制度から老令(退職)年金を受  
 ける権利があること。

③ 恩給制度、条例による地方公  
 共団体の退職年金制度、旧陸海  
 軍共済組合等から退職(老令)  
 給付をうけていること。

となつていますが、この制度がで  
 きた昭和三十六年四月一日前後に  
 制度を移動した人は前述と少し相  
 違ふところがありますので、く  
 わしくは社会保険事務所(郡山市  
 虎丸町十三の八)又は村役場国民  
 年金係におたずね下さい。

### △△△△△△△△ 書画展入賞者表彰

村主催明治百年記念として開催された書画、手工芸、発明工夫品展は、児童生徒の三〇八点、一般の特別出品三六六の合せて三四四点の多数にのほりました。この中から小、中学校児童生徒のすぐれた作品には村長賞、教育長賞が贈られ、その表彰式がさる四日、役場会議室で行なわれました。

受賞者は次のとおりです。

#### ◎村長賞

##### 習字

- 一小 小林 綾子 松川 澄恵
- 二小 緑川 洋子 北沢 武美
- 中学 本柳 信二 木野内愛子

##### 図画

- 一小 須藤 幸恵 松川 澄恵
- 二小 大塚 文雄 田崎 和一
- 中学 中野目美代子
- 鈴木 弘 鈴木 典子

### 人権月間にちなんで

本年は、世界人権宣言採択二十周年にあたり、国際連合がとくに「国際人権年」に指定した意義深い年であります。この記念すべき年を真に意義あらしめるため、本年十二月を「国際人権記念人権月間」と定め、人権意識の高揚をはかるため全国的に各種の行事が催されます。

世界人権宣言の一ばんはじめに「人はすべて生れながらに自由であり、尊厳と権利において平等である」と述べております。また我が国の憲法においても「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」とあります。

この憲法が「国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられる」と保障しています。

人間は人種や国が違っても、金持でも貧乏であつても皆同じように個人として尊重されなければならぬのです。それには私たち一人一人が人権を自覚し、自分の人権は自分で守り、他人の人権は侵してはならないということですが、しかし、このように保障されている基本的人権も、暴力や公害等

#### ◎教育長賞

- 中学 野崎 友子
- 習字
- 一小 白石 章子 久保木光治
- 二小 木野内 高 鈴木ゆう子



- 中学 小針 節子 広瀬真理子
- 北沢 定子
- 図画
- 一小 小針 豊二 溝井和歌子
- 二小 藤田 次男 穂積 秀子
- 中学 緑川 裕子 箭内 吉子
- 緑川 和代

### 慶弔欄

#### 出生の部

- | 名前    | 父名  | 住所   |
|-------|-----|------|
| 香野 雅子 | 正一  | 太郎ヶ岡 |
| 小松 敏朗 | 敏彦  | 富内   |
| 小林祐美子 | 太吉  | 館    |
| 田崎 英樹 | 一年  | 石名田  |
| 引地 純子 | 宗男  | 愛宕山  |
| 小林モト子 | 功   | 富久保  |
| 死亡    |     |      |
| 北畠 与七 | 才   | 住所   |
| 北沢 英雄 | 74才 | 踏瀬   |
| 中目 キサ | 71才 | 下町   |
| 引地 宗治 | 78才 | 下宿   |
|       | 61才 | 愛宕山  |

#### 法律扶助制度について

こうではありませんか。私たちが社会生活を営んでいるうちに、交通事故や暴力などによって受けた損害賠償、借地、借家の問題、金銭や離婚問題、慰籍料扶養料等いろいろな法律上の紛争事件にまきこまれることがあります。

これらの場合、法律上の知識が欠けているため主張すべき権利を行使しない人、また勝訴の見込みは充分あるが貧困者のため裁判所に對し訴を提起できないで泣き寝入りしている人、不当な示談で話をつけられている人などがおります。

このような方々に対し、訴訟援助をする目的から財団法人法律扶助協会が設立され、法律扶助事業を専門に行なっております。

福島県にもこの協会の支部が福島市新浜町一番四号 福島地方裁判所内 福島県弁護士会内に設けられております。

法律扶助の申込みは協会支部または弁護士会で受付けておりますが、福島地方事務局人権擁護課および相馬、郡山、白河、若松、平の法務局支局並びに人権擁護委員も法律扶助協会へあつせんを行なっております。

これらのもめごと、交通事故等の問題は何とかして排除しなければなりません。

これらのどうにもならない問題に對して、解決に必要な助言と救済をすることを任務として、人権擁護委員という制度があります。

人権擁護委員は民間の有識者の中から選ばれ、市町村長の推せんにより法務大臣が委嘱することになつております。そして国民の人権を監視し、もし侵害された場合には、その救済のため速かに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想普及高揚につとめることを使命としています。

種々の問題等でお困りの方は、人権擁護委員に相談して下さい。当村の人権擁護委員は次の方です。

- 須藤 庄平 大字太田川字高蒲 沢二十五
  - 佐藤 与市 房二十七
- そしてこれらの人権侵害事実を排除して楽しく明るい社会生活を築